

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公開番号】特開2011-11094(P2011-11094A)

【公開日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-003

【出願番号】特願2010-237687(P2010-237687)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月23日(2011.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大当たり抽選を行う大当たり抽選手段と、前記大当たり抽選の契機となり得る入賞が行われる入賞口と、前記大当たり抽選の結果を特別図柄で表示する特別図柄表示装置と、複数個の発光体の駆動にて前記大当たり抽選の複数回分に対応する表示を行う大当たり抽選保留表示装置と、前記入賞口を所定時間開放するための開放抽選の契機となり得る入球が行われる入球ゲートと、前記開放抽選を行う開放抽選手段と、前記開放抽選の結果を普通図柄で表示する普通図柄表示装置と、複数個の発光体の駆動にて前記開放抽選の複数回分に対応する表示を行う開放抽選保留表示装置とを備える遊技機において、

前記特別図柄表示装置、前記普通図柄表示装置、前記大当たり抽選保留表示装置及び前記開放抽選保留表示装置が共通の基板に実装され、かつ、

前記基板には、前記特別図柄表示装置、前記普通図柄表示装置、前記大当たり抽選保留表示装置及び前記開放抽選保留表示装置を遊技機本体側に電気的かつ機械的に接続するためのコネクタプラグ及びコネクタソケットのうち何れか一方が実装されてなり、

前記特別図柄表示装置及び前記普通図柄表示装置の双方が7セグメント表示装置で構成される、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明は(例えば図1ないし図11参照)、大当たり抽選を行う大当たり抽選手段(95)と、前記大当たり抽選の契機となり得る入賞が行われる入賞口(16)と、前記大当たり抽選の結果を特別図柄で表示する特別図柄表示装置(88)と、複数個(例えば4個)の発光体(89a)の駆動にて前記大当たり抽選の複数回分(例えば4回分)に対応する表示を行う大当たり抽選保留表示装置(89)と、前記入賞口(16)を所定時間開放するための開放抽選の契機となり得る入球が行われる入球ゲート(61a, 61b)と、前記開放抽選を行う開放抽選手段(119)と、前記開放抽選の結果を普通図柄で表示す

る普通図柄表示装置(122)と、複数個(例えば4個)の発光体(123a)の駆動にて前記開放抽選の複数回分(例えば4回分)に対応する表示を行う開放抽選保留表示装置(123)とを備える遊技機(1)において、

前記特別図柄表示装置(88)、前記普通図柄表示装置(122)、前記大当たり抽選保留表示装置(89)及び前記開放抽選保留表示装置(123)が共通の基板(91)に実装され、かつ、

前記基板(91)には、前記特別図柄表示装置(88)、前記普通図柄表示装置(122)、前記大当たり抽選保留表示装置(89)及び前記開放抽選保留表示装置(123)を遊技機本体(2,3)側に電気的かつ機械的に接続するためのコネクタプラグ(90a)及びコネクタソケット(90b)のうち何れか一方が実装されてなり、

前記特別図柄表示装置(88)及び前記普通図柄表示装置(122)の双方が7セグメント表示装置で構成される、

ことを特徴とする遊技機(1)にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明によると、特別図柄表示装置、普通図柄表示装置、大当たり抽選保留表示装置及び開放抽選保留表示装置が共通の基板に実装され、この基板に、特別図柄表示装置、普通図柄表示装置、大当たり抽選保留表示装置及び開放抽選保留表示装置を遊技機本体側に電気的かつ機械的に接続するためのコネクタプラグ及びコネクタソケットのうち何れか一方が実装されるので、特別図柄表示装置、普通図柄表示装置、大当たり抽選保留表示装置及び開放抽選保留表示装置を1つの基板上にまとめた形でコネクタ装着できることで、実装工程が極めて容易になると共に、仕上がり状態がコンパクトになる。更に、特別図柄表示装置及び普通図柄表示装置の双方が7セグメント表示装置で構成されるので、装置が極めてシンプルになり、装着スペースが大幅に削減できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】